

令和 8 年

【 歯科医療機関 各位 】

三重県津市健康福祉部健康づくり課

妊婦の歯科健康診査に関する費用の助成について（依頼）

津市では、妊婦歯科健康診査に関する費用の助成を実施しています。
妊婦歯科健康診査に関する留意事項は別紙のとおりです。御確認の上、
受診の際には御配慮頂きますようお願いいたします。

津市 健康づくり課

〒514-8611

三重県津市西丸之内23-1

電話：059-229-3310

FAX:059-229-3346

津市 妊婦歯科健康診査費用助成の流れ

【委任書を使用する場合(医療機関が費用の請求及び受領に係る事務を実施する場合)】

1 対象者

津市に住所を有する妊婦

2 予約時

対象者であるかをご確認ください。

「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票(A5りんどう色両面)」を持参するよう伝えてください。

3 受診時

「津市妊婦歯科健康診査に係る権限の委任書」及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」の太線枠部分を受診者が記入する。＊点線枠部分は医療機関にて記入してください。

(A5 りんどう色両面)

4 健康診査を実施

健診結果を母子健康手帳及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」に記載してください。

5 受診者の費用

健診費用から助成金3,000円を引いた自己負担額を受診者に請求してください。

6 市への請求

「津市妊婦歯科健康診査に係る権限の委任書」及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」と「津市妊婦歯科健康診査実施報告書(兼)請求書」を健診実施月の翌月10日までに、久居保健センターへ送付してください。

請求書は、津市公式ウェブサイト「妊婦歯科健康診査」より、ダウンロードしていただき、月ごとに取りまとめ、健診実施月の翌月10日までに津市長宛てに提出してください。複数月の取りまとめや同月分を分割しての請求は行えません。

請求書へは請求者個人(代表者)を特定できる朱肉の印鑑をご使用ください。印鑑は原則、年度内同一のものを使用してください。

送付先

津市久居保健センター(〒514-1192 津市久居新町3006番地 ポルタひさい1階)

電話番号 059-255-8865 FAX番号 059-255-1999

※業務の都合により電話が繋がらないことがあります。

津市 妊婦歯科健康診査費用助成の流れ

【委任書を使用しない場合

(医療機関が費用の請求及び受領に係る事務を実施しない場合)】

1 対象者

津市に住所を有する妊婦

2 予約時

対象者であるかをご確認ください。

母子保健のしよりの「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票 (A5りんどう色両面)」を持参するよう伝えてください。

3 受診時

「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」の太線枠部分を受診者が記入する。

*点線枠部分は医療機関にて記入してください。

(A5 りんどう色両面)

4 健康診査を実施

健診結果を母子健康手帳及び「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」に記載してください。

※「津市妊婦歯科健康診査受診票兼結果票」は受診者による津市への費用助成申請時に必要であるため、すべてご記入のうえ、受診者に渡してください。

5 受診者の費用

健診費用を受診者に請求、徴収し、領収書等を発行してください。

6 市への請求

医療機関からの請求は不要です。

保護者から市へ費用助成の手続きをするようご案内ください。

問い合わせ先

津市健康福祉部 健康づくり課 管理担当 (〒514-8611 津市西丸之内23番1号)

電話番号 059-229-3310 FAX 番号 059-229-3346